

Rivalry of Traditional Bankers and New Joint-Stock Banks in the Middle of the 19th Century in England and Wales: For a Step of Analysis of 'Banking Elites' (2).

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/41426

19世紀中頃(1820~70年代)のイギリスにおける 伝統的なバンカーと株式銀行の競合

——「銀行エリート」分析の一階梯として(2)——

中 島 健 二

目 次

はじめに

I. 18世紀末から19世紀初めにかけてのプライベート・バンカー

II. プライベート・バンカーと草創期の株式銀行(1820~40年代)

(1) 株式銀行とイングランド銀行との関係

(2) 株式銀行による投機の誘発

(以上 第34巻第2号)

III. プライベート・バンカーと発展期の株式銀行(1850~70年代)

(1) 株式銀行とイングランド銀行との関係

(2) 株式銀行の企業統治と投機の誘発

IV. 19世紀中頃のマーチャント・バンカー

おわりに

(以上 本稿)

III. プライベート・バンカーと発展期の株式銀行(1850~70年代)

ロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行は、その立ち上がりこそギルバートの想定を下回る業績しかあげられなかったが、その後は順調に預金や貸付の業績を伸ばしていった。また、ロンドンの株式銀行の数も増え、ロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行を筆頭とするこれらのロンドンの株式銀行は、イングランド銀行やプライベート・バンカーを競争相手にしながら、顧客数と預金量を着実に伸ばしていった。ロンドンの株式銀行の預金総額は1844年(5行)の約800万ポンドから、1857年(6行)の約4,000万ポンド

(そのうちの約1,400万ポンドがロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行)、1871年(11行)の約8,500万ポンド(同、約2,600万ポンド)と増加傾向をたどった[Crick and Wadsworth, 29; Cottrell(1994), 1141; Palgrave, 47]。資金力で優位に立つ株式銀行は、このようにして、地方においてだけでなくロンドンにおいても、しだいに存在感を高めていった。

株式銀行のこのような成長はイングランド銀行やプライベート・バンカーにとってきわめて大きな競争相手が台頭してきたことを意味する。1870年前後の預金高を単純に比較すれば、上述のように、1871年のロンドンの株式銀行(11行)の預金高は8,500万ポンドであった。他方、1870年のロンドンのプライベート・バンク(47行)の預金高は5,290万ポンドであり、1867年のイングランド銀行の民間銀行預金(バンカーズ・バランス)をのぞく民間預金高は約1,700万ポンドであったと推計される(出所と合わせて後述)。この時点では、1行単位での比較では、ロンドンの株式銀行に対して、プライベート・バンクはすでに劣勢に立たされていた。また、イングランド銀行については、この時点では同行は依然として優位を保っていたが、次の論文で述べるように、19世紀末にはその差も逆転することになる。ただし、そもそも株式銀行と既存の商業銀行(イングランド銀行、プライベート・バンク)との競争はたんにこのような預金量に集約されるものではなかった。

イングランド銀行への脅威は、次の点に端的に表れている。すなわち、1844年から1877年の間に、イングランド銀行の準備金がイングランド銀行に預けられている民間銀行の預金(バンカーズ・バランス)の総額を下回るという事態が月単位で61回も起きているのである(1844～53年：1回、1855～61年：11回、1862～69年：21回、1870～77年：28回)。具体的な額でいうと、たとえば1873年10月のイングランド銀行の準備金が約995万ポンドであったのに対して、バンカーズ・バランスは約1,050万ポンドに達していた[Powell, 503]。また、それに先だって、プライベート・バンカーのジョン・ラボックが1867年に『エコノミスト』に寄せた書簡によると、イングランド銀行の準備金は約900万ポンド、預金額が2,500万ポンド、そのうちの3分の1がバンカーズ・バランスであると想定すると、約830万ポンドということになり(残りの約1,700万ポンドが他の預金)、準備金とバンカーズ・バランスはほぼ拮抗する

[Palgrave, 120]。

バンカーズ・バランスを構成していたのは株式銀行だけではなく、プライベート・バンクも同様であったが、その急拡大をもたらしたのは前者であった。ピール銀行法以来、発券がイングランド銀行に集中していくにしたがって、預金銀行の準備金のうちバンカーズ・バランスとしてイングランド銀行に置かれる分の割合は自ずと高まっていった[金井, 78]。もとより株式銀行のイングランド銀行預け金の増大は、株式銀行とイングランド銀行が協調したり、後者が貨幣市場を管理したりするにあたっては、好ましい環境となりうるものであった。しかし、両者の信頼関係がなければ、このような状況はイングランド銀行にとってはむしろ一つの潜在的な脅威となった。実際、手元に少額の現金しか保有していない株式銀行がバンカーズ・バランスを突然引き出すことは大いにあり得た。1875~77年にイングランド銀行総裁を務めたヘンリー・ギブズ(Henry H. Gibbs)は次のように語っている。バンカーズ・バランスはイングランド銀行に、「公衆がわたしたちから独立してどれほど行動することができるかをもっとも完璧かつ正確に測定する手段」を与えた[Pressnell, 180, 187]。たしかに、IIで見た株式銀行の草創期につづいて、地方における自行銀行券の流通を拡大しようとするイングランド銀行の努力は成果を上げつつあった。1844年の流通量を100とすると、1872年にはイングランド銀行券の流通量は145に伸びたのに対して、地方の株式銀行とプライベート・バンクの銀行券の流通量は逆に83に低下した[Palgrave, 98-99]。しかし、発券機能における権限の増大のみでは、イングランド銀行の運営の安定が保障されるわけではなかったのである。

ロンドンのプライベート・バンカーにとっても、株式銀行はいよいよ手強い競争相手となっていった。ロンドンの株式銀行(6行)がロンドン手形交換所(クリアリング・ハウス)への加盟を認められたのは1854年のことであった。それまでの加盟行は21のロンドンのプライベート・バンクに限られていた。このときの加盟拡大によって、またその4年後の1858年に、地方銀行から振り出された小切手の決済がロンドン手形交換所で開始されたことによって、地方銀行を相手とするロンドンの株式銀行のエージェント業務は利便性を増した。こうして、エージェント業務をめぐるロンドンのプライベート・バン

カーとの競争において、ロンドンの株式銀行は着実に地盤を拡大していった[Sayers, 115: 邦訳, 153; Nevin and Davis, 69]¹⁾。なお、銀行券の流通量に対する手形交換所の取引高の推移を見ると、1844年には40倍ならずであったのに対して、1872年には135倍に増大している。このことは、銀行券や現金通貨に代わって小切手による決済の利便性が着実に高まっていったことを示している[Palgrave, 97]。以下、ロンドン手形交換所加盟銀行をクリアリング・バンクと呼ぶことにする。それはロンドンに拠点をもつ大手商業銀行(プライベート・バンクおよび株式銀行)とほぼ同義である。

株式銀行が一般的有限責任の形態を認められるにいたったのは、1857年と1862年の二度にわたる銀行法の改正によってであった。バジョットによると、「イングランド銀行は最近までイギリスにおいて有限責任を独占していた。…ここ数年前までイギリスではなお本来の銀行で有限責任を認許せられたるものは一つもなかった」[Bagehot, 98: 邦訳, 103]。ちなみに、マーチャント・バンカーのなかでも古参に属するバンカーが19世紀中頃には高い社会的信用を勝ち得ていたことについてはIVで論じるが、彼らの多くはその後も有限責任制に移行しようとはしなかった[Chapman(1984), 68: 邦訳, 128]。イングランド銀行はあくまで例外なのであって、一般には無限責任を負うことがバンカーの名声の源泉となると考えられていた。それこそがプライベート・バンカーの統治原理だったのである。その背景には、18世紀初めに有限株式会社がバブルを発生させ、その崩壊の爪痕をイギリス社会に長く残したという歴史的教訓があった(南海会社泡沫事件)。有限責任制はその後長い間、不信の目で見られつづけ、法的にも禁止されつづけてきたのである。それがこのときの一連の法改正によって、1860年代に株式銀行の増加傾向にふたたび拍車がかかることとなった。

1862年の銀行法改正ののちに有限責任制を最初に採用した銀行は、同年にロンドンに設立されたメトロポリタン・アンド・プロヴィンシャル銀行(Metropolitan & Provincial Bank)であった。同行の会長は有限責任制に対する根強い偏見を振り払おうとして、最初の年次総会で、次のように雄弁を振るった。「この制度[株式銀行の有限責任制]がスタートしたときには、多くの思慮ある人々は、有限責任の原則に依拠するかぎり、そのような銀行は失敗の原

因を抱え込んでしまうと思ひこんでいました。しかし、この間の経験から、かつてこの制度を研究し、それに関する著述をものした人たちと同様に、一般の人々がこの制度を十分に理解し、有限責任の安全性に明確な見通しをもっていることが証明されました。メトロポリタン・アンド・プロヴィンシャル銀行の関係者の皆さんは、皆さんが得た成功のみならず、わたしたちと同じタイプの数多くの銀行が後に続いていることからしても、自らに祝辞を与える権利を持っているといえるでしょう」(quoted from Crick and Wadsworth, 300)。

1862年銀行法以降に設立された全国の42の株式銀行はすべて有限責任制をとることとなった[Dun, 181]。その嚆矢をなすメトロポリタン・アンド・プロヴィンシャル銀行も当初はロンドン手形交換所への加盟を拒否された[Cottrell(2009), 81]。ロンドンの株式銀行であれば、有限責任であることを理由にロンドン手形交換所の加盟を退けられることがなくなったのは、その翌年の1863年のことである。ところが、このような状況の変化にもかかわらず、株式銀行が有限責任の体制をとることに対しては、ロンドンのプライベート・バンカーだけではなく、先に設立されたロンドンの無限責任の株式銀行も依然として慎重であった。すべての株主が究極の債務保証として自らの資産を担保に入れるからこそ、公的な信頼を得ることができるのだという考えは、1830年代に設立された先発の株式銀行ですら共有していたのである。そのため、1870年代にいたっても、それらの銀行の大半は無限責任のままであった[Nevin and Davis, 71]。1874年の139行の株式銀行のうち(スコットランドとアイルランドを含む)、有限責任は55行、無限責任は84行という分布であった[Dun, 186]。

しかし、長期的な趨勢としては、銀行数の増大、顧客数と預金量の増大、ロンドンの株式銀行のロンドン手形交換所への加盟、有限責任制の法的容認、(まだ全般的な現象とはなっていないが)有限責任制をとる銀行数の増大など、株式銀行が着実に勢いを増していったことは否定できない。

しかし、そうであれば、ロンドンの本店と全国各地の支店を網羅する株式銀行がすぐにでも発足してもよさそうなものであったが、なかなかそうはならなかった。1870年代末の時点で、イギリス全体にわたって支店網を張りめ

ぐらせていたのはナショナル・プロヴィンシャル銀行だけであった[Cottrell (1979), 196]。1833年にロンドンに本店を置きながら、まずは地方の支店からネットワークを構築し始めたナショナル・プロヴィンシャル銀行が³⁾、1866年に首都で銀行業を開始したときには、あわせて122以上の支店と2,000人以上の株主を抱える大組織になっていた²⁾。同行の設立趣意書には、「あらゆる方面に地方銀行としての組織を広げ、その最高の原則にしたがって、商工業地区と同様に農業地区でも銀行業を展開するだけではなく、困難な時期にあたっては、その地方組織が設立される見込のあるところではどこでも、既存のプライベート・バンクに対する支援を差し伸べる」と記されていた。「支援」とは「合併」を意味した。実際に、銀行はこの趣意書にそって、地方支店を拡大していった[Wither, 69]。

ロンドンと地方を同時に視野に収めたこのような発展パターンは、ナショナル・プロヴィンシャル銀行に特有のものであったとってよい。一般には、株式銀行の発展パターンは、[1]ロンドンあるいは地方での、株式銀行の新設あるいはプライベート・バンクの株式銀行への改組に始まった。これは草創期(1820~40年代)のこととして、IIで論じたとおりである。つづいて、これから見るとおり、[2]ロンドンあるいは地方で、株式銀行によるプライベート・バンクの吸収や株式銀行どうしの合併というかたちで足場固めが始まった。エムデンによると、イングランドの株式銀行が初めてプライベート・バンクを合併したのは、1847年のロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行によるヤング・アンド・サン銀行(Young & Son: 1795年設立)の合併であった[Emden, 71; Orbell and Turton, 561]。しかし、これらの動きが本格化するのは1860年代のことである。

[2]につづいて、[3]地方からロンドンへ、あるいはロンドンから地方へという方向に沿いながら、合併や買収が繰り返され、株式銀行が全国的に系列化され、本支店網が形成されていった。ここで明記しておかなければならないことは、イギリスの銀行合同運動の特徴の一つとして、地方の株式銀行がそれを主導したということ、つまり地方の株式銀行のロンドン進出が合同において大きな役割をはたしたということである[西村, 390]。これは地方の株式銀行によるロンドンのプライベート・バンクの吸収というかたちで、

早くも1860年代に見られ([2]の段階と重なる), 1880年代に本格化する。ロンドンの株式銀行が地方に進出するようになったのは, 地方の株式銀行のロンドン進出が本格化したことをきっかけとする。すなわち, ロンドンの株式銀行はそれまで地方銀行のエージェント業務を大きな収益源としてきたのであるが, 地方-ロンドン銀行が出現したことによって, 彼らのエージェント業務が縮小を余儀なくされ, 何らかの対応を講じなければならなくなったのである[西村, 430]。この点は, ロンドンの株式銀行だけではなく, プライベート・バンカーを含めたロンドンのクリアリング・バンク全体に共通することであった。

[2]の段階以降, 合併の形態としては, 株式銀行によるプライベート・バンクの合併がもっとも多かったが, やがてそれは減少していった。それに代わって漸増傾向を示したのが, 株式銀行どうしの合同であり, 1903~1924年になると, 株式銀行によるプライベート・バンクの合併の件数を上回った[Sykes, 213]。こうして, 周知のように, 最終的には, 全国規模の大型の株式銀行どうしの合同が実現した。

以下, ロンドンおよび地方の株式銀行が足場を固めていくところから, 地方の株式銀行がロンドンに進出していく過程までを, いくつかの例を取り出しながら概観するが, その際に, 株式銀行に吸収されたプライベート・バンクのパートナーたちの処遇に着目することとする。

ロンドンの株式銀行が同じロンドンのプライベート・バンクの合併・買収に乗り出していったのは1860年代のことである。たとえば, ロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行がプライベート・バンクのジョーンズ/ロイド銀行を買収したのは, 1864年のことであった。実は, このプライベート・バンクのシニア・パートナーであったサミュエル・ジョーンズ・ロイドは, 株式銀行批判の急先鋒として知られた人物であった。1832年のバンク・チャーター委員会でのロイドの証言はIIでも取り上げたが, 彼はその場で次のようにも主張している。「株式銀行がプライベート・バンカーと同じような注意深さをもって取引を行うことができると, あなたがたはお考えですか。株式銀行には, 負うべき責任の拡大という点をのぞけば, 銀行取引を行うにあたって必要なあらゆることが不足していると, わたしは考えるものであります」

[Kynaston : 86]。このように主張するロイドの率いる銀行が買収されたのであるから、それはまさしくプライベート・バンクの凋落と株式銀行の台頭という新たな時代の到来を告げる出来事であった。こうして、ロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行は名声を博していたシティの老舗の一つを手に入れ、このプライベート・バンクが代理店を務めていた地方銀行のネットワークを利用することができるようになった。なお、それと同時に、ジョーンズ/ロイド銀行のパートナーの1人であったヘンリー・ノーマン(H. J. Norman)がロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行の取締役役に就任している[Collins and Baker, 112]。

地方では、たとえば、1780年代にランカシャーで創業したプライベート・バンクのパーズ銀行(Parr's Bank)が、1865年に有限責任の株式銀行に改組したのであるが、そのときに、同行のパートナーたちが「終身取締役」(permanent directors)として、その後も取締役会の中樞を掌握しつづける体制をとった。その後、パーズ銀行は他のプライベート・バンクをいくつか合併・買収し、その過程で有力な人物を取締役に取り込んでいった。その例としては、1866年のランカシャーのトマス・ファース銀行(Thomas Firth & Son)の買収で、同行のパートナーであったフレデリック・ファースを、1878年のチェスターのディクソン銀行(Dixon & Co)の合併で、同行のパートナーであったトマス・ヘンリー・ディクソンを、それぞれパーズの取締役として迎え入れた例を挙げることができる[Gregory (1936b), 26, 34, 36]³⁾。

このように地方で足場固めを行った株式銀行のなかには、ロンドンに進出していったものもあったが、そこでも合併したプライベート・バンクのパートナーを取締役に取り立てるケースが相次いだ。1860年、ロンドンには46のプライベート・バンクがあった。そのうち30は「シティ・バンキング商会」と呼ばれ、16は「ウェスト・エンド・バンキング商会」と呼ばれていた。前者はおもにシティの商人や地方銀行と取引を行い、後者はおもに貴族やジェントリなどの上流階級、法律家などの専門職、裕福な小売商人を顧客としていた[Thomas, 597]。このようなロンドンのプライベート・バンクが地方から進出してきた株式銀行に吸収され、パートナーがその取締役となった例としては、次のようなものがある。1858年に株式銀行に改組したマンチェスター銀

行(Bank of Manchester)がその5年後に、ロンバード街に店舗を構える1800年創業のプライベート・バンクのヘイウッド／ケナード銀行(Heywood, Kennard & Co)と合併し、有限責任のコンソリデイティッド銀行(Consolidated Bank)となった。このようにして、マンチェスター銀行はロンドン進出に成功したのであるが、新しい銀行の会長に就任したのは、プライベート・バンカーのヘイウッドであった。さらに同年、コンソリデイティッド銀行はシティの老舗であった1685年創業のハンキー銀行(Hankey & Co)を吸収したが、このときも、このプライベート・バンクの2人のパートナーが取締役となった。

さらに、時代は次の株式銀行の躍進期(1880年代～)に入るが、1865年に株式銀行に改組したバーミンガムのロイズ・バンキングが、1884年にロンドンのプライベート・バンクのバーネッツ／ホアーズ／ハンベリー／ロイド銀行(Barnetts, Hoares, Hanbury & Lloyd)とボザンケット／ソルト銀行(Bosanquet, Salt & Co)の2行を合併し、ロンドンへの進出を決定的なものとしたときに、これらのプライベート・バンクのパートナーのうち4人がロイズ・バンキング(1889年にロイズ銀行(Lloyds Bank)に改称)の取締役となった。そのうちの1人エドワード・ホアー(Edward Hoare)はのちにロイズ銀行の副会長に就任した。なお、1884年にロイズに吸収されたボザンケット／ソルト銀行の前身の1つであるロンバード街のスティーヴンソン／ソルト・アンド・サンズと同族経営の関係にあったスタッフォードのスティーヴンソン／ソルト銀行(Stevenson, Salt & Co)は、すでに1866年にロイズ・バンキングに吸収されていたが、そのシニア・パートナーであったトマス・ソルト(Thomas Salt)も1886年にロイズ・バンキングの取締役社長に就任している(スティーヴンソン／ソルト銀行についてはPrice, 17-18)。

ロイズ・バンキングは、ボザンケット／ソルト銀行の買収交渉にあたって、そのねらいがロンドンに本店を移すという手間をかけることをせずに、このプライベート・バンクがもっていたロンドン手形交換所の会員権を手にするににあったということを隠そうとはしなかった[Sayers, 247:邦訳, 327; Collins and Baker, 113]。ロイズ銀行の預金はバーネッツ／ホアーズとボザンケット／ソルトとの合併で、約647万ポンドから約982万ポンドへと52%増加した。「地方の純粋の地方銀行がシティーの名声ある個人銀行を合併する、と

というのはそれまでにほとんど例のないことだった」[西村, 272, 402]。しかし、バーミンガムで金属産業等の製造業に対する貸付に精通していたロイズ銀行が、たとえシティの商業貸付に精通していたロンバード街の伝統的なプライベート・バンクを合併したとしても、その効果が即座に表れるとは限らなかった。エージェンシー業務の手数料一つをとってみても、バーミンガムとロンドン間で収益と費用をどのように分割するかという点で合意をとることは容易ではなかった。こうした懸念から、バーミンガムの最高経営責任者であるハワード・ロイド(Howard Lloyd)はバーミンガムとロンドンの傘下銀行間の相互理解のために人事交流に踏み切った。また、1899年から取締役会がロンドンとバーミンガムで交互に開かれるようになった[Sayers, 269-272; 邦訳, 356-359]。

1877年、ハンプシャー・バンキング(Hampshire Banking Co)とウィルトシャーのノース・ウィルツ・バンキング(North Wilts Banking Co)とが対等合併して、ハンプシャー・アンド・ノース・ウィルツ・バンキング(Hampshire & North Wilts Banking Co)が発足した。ハンプシャー銀行がロンドンに事務所をもっていたので、新しく発足した銀行はロンドン手形交換所への加盟を申請した。しかし、業務のほとんどを実際には地方で行っていると思われる銀行をロンドンの銀行とみなすわけにはいかないという理由で、この申請は却下された。シティの既存の銀行はこの加盟によって手数料収入の減少を心配したのである。そこで、ハンプシャー・アンド・ノース・ウィルツ・バンキングは翌年、ロンバード街の老舗プライベート・バンカー(1677年創業)のウィリス/パーシヴァル銀行を買収し、さらにロンドンの銀行であることをより明確にするために、キャピタル・アンド・カウンティーズ銀行(Capital & Counties Bank)と改称したうえで、ロンドン手形交換所への加盟を再申請した[Sayers, 246; 邦訳, 326; Orbell and Turton, 258]。

以上見てきたように、1860年代以降、ロンドンのプライベート・バンクはしだいにロンドンあるいは地方の株式銀行による合併・吸収の脅威にさらされるようになった。しかし、もちろんロンドンのプライベート・バンカーがこうした合併・買収の動きを全面的に歓迎したわけではなかった。プライベート・バンカーにとっては、自ら所有する銀行を整理して、株式銀行の取締役

になるよりは(場合によっては現場のマネージャーどまりということもあった:註3参照),自分の所有する銀行を経営しつづけるほうがいいに決まっている。1863年にヘイウッド/ケナード銀行が消滅したときに、「ロンバード街のプライベート・バンカーはこの成り行きに激しい怒りを覚えているらしい」と、『バンカーズ・マガジン』は伝えている [Gregory (1936a), 51-53]。

1853年の『バンカーズ・マガジン』の分析によると、シティに拠点を置く25のプライベート・バンクは104人のパートナーを有していたが、そのうち67人は複数のプライベート・バンクのパートナーであった[Kynaston: 180]⁴¹。このことは、ロンドンのプライベート・バンカーが相互に緊密に提携していたことを示すとともに、彼らが多数の株主を擁する株式銀行に比べて、資本金の増強の面で明らかに限界を抱えていたことを示すものである。そこで、1857年の銀行法改正によって、プライベート・バンクのパートナーの最大数が6名から10名に拡大されたこともあり[Cottrell (2009), 70],ロンドンのプライベート・バンカーは株式銀行に対する不利を補うために、地方のプライベート・バンカーに遅れて、ようやく彼らの間で合併・買収を講じるようになった。ただし、それらの多くは株式銀行に改組せず、プライベート・バンクの規模拡大という段階に踏みとどまった。

実際に行われたのは、1860年のラボック/フォースター銀行(Lubbock, Forster & Co)とロバーツ/カーティス銀行(Robarts, Curtis & Co)の合併(後身はロバーツ/ラボック銀行(Robarts, Lubbock & Co)),1863年のパークレーズ/ベヴァン/トリットン銀行(Barclays, Bevan, Tritton & Co)(のちのパークレーズ銀行)によるスポナー/アットウッド銀行(Spooner, Attwood & Co)の買収,同年のグリッソ/ミルズ銀行(Glyn, Mills & Co)によるカーリーズ銀行(Curries & Co)の買収(後身はグリッソ/ミルズ/カーリー銀行(Glyn, Mills, Currie & Co)),さらに1864年のバーネット/ホアー銀行とハンベリー/ロイド銀行(Hanbury & Lloyd)との合併(後身はバーネット/ホアーズ/ハンベリー/ロイド銀行),1867年のボザンケット/ホワットマン/ハーマン/ボザンケット銀行(Bosanquet, Whatman, Harman & Bosanquet)とスティーヴンソン/ソルト・アンド・サンズ(Stevenson, Salt & Sons)の合併(後身はボザンケット/ソルト銀行)などであった[Kynaston: 180, 231; Orbell and Turton,

109]。しかし、上述したように、合併後のバーネッツ／ホアーズ／ハンベリー／ロイド銀行とボザンケット／ソルト銀行は、1884年にともに、パーミングラムを拠点とする株式銀行のロイズ・バンキングにあえなく吸収された。

この時代のイギリス銀行業界の随一の観察者ともいえるバジョットによると、「古くからの銀行はほとんど『特権的便宜』に近い『威信』を有している、法律によって独占的権利を与えられていないが、声望によって特殊の勢力を与えられている。…基礎強固なる銀行業が利益をあげる主要の源泉はこれに必要な資本の少額なることにある。たんに『精神的勢力』として必要とせられるのであるから、この勢力を確保するのに必要な以上のものは要らない」[Bagehot, 246-247: 邦訳, 229-230]。さらに、バジョットは、「『ロンドン銀行家』という名はとくに魔力を持っていた。それは金銭上の聡明さと、他のいかなる方面の社会にもほとんど見られないほどに洗練された教養とが結合せられたあるものを表すものと考えられ、また実際縷々表していたのである。…しかもロンドン銀行家は、しようと思えば世界中で最も知識の程度の高い連中と接することもできたのである」と語っている[Bagehot, 270-271: 邦訳, 256]。

ロンドンのプライベート・バンカーが威信を維持することに一役買ったのが、銀行と顧客の関係を越えた上流階級との交流であった。たとえば、バジョットと同時代に、ウエスト・エンドの老舗プライベート・バンクであったクーツ銀行を率いたアンジェラ・バーデット (Angela Burdett) は、ヴィクトリア女王をはじめとするイギリスの王族だけではなく、フランスのルイ・ナポレオン、ベルギーのレオポルド国王などの外国の多くの要人を顧客としていた。バーデットと上流階級との関係は、取引だけではなく、その交友においても密接であった。これはバジョットのいう「世界中で最も知識の程度の高い連中」との交際の一つであった。それと同時に、彼女は悲惨な境遇にあった売春婦の救済などの慈善活動にも力を入れ、国民の間で「貧者の女王」として広く知られるようになった。バーデットがパロネスの爵位を得たのは1871年のことであった[Healey, 342-345]⁵⁾。

しかし、ここまで述べてきたように、1860年代になると、ロンドンのプライベート・バンクがもっぱら商業銀行としての実力以外の伝統的な諸要素を

強みにして生き残っていくことはしだいに困難になっていった。たしかに、彼らのなかでも有力なグループは、たがいに合併するという策を講じることによって、資金力を増強し、その経営を維持しようとした。また、数のうえでも、1860年のロンドンのプライベート・バンクの数は53(パルグリーブの資料では1851年で51・註4)であり、それが1870年には47と落ち込むが³、1875年に55となり、横ばいにとどまっていた(それに対して、地方のプライベート・バンカーは239, 207, 196と明らかに退潮傾向を示し、ロンドンと地方の株式銀行は合併・買収を繰り返しながらも、94, 112, 118と着実に増大しつつあった)[Dun, 182]。

しかし、次の論文で焦点を当てることになる株式銀行の躍進期(1880～1900年代)をも視野に入れるならば、長期的にはロンドンのプライベート・バンカーの退潮は否定できなかつた。すなわち、1870年にはロンドン手形交換所には13のプライベート・バンクが加盟していたが、1891年にはそれは5行に減少した[Ball and Sunderland, 345]。また、1870年のロンドン株式銀行(ロンドンー地方株式銀行を含む)の預金高は8,630万ポンド、ロンドンのプライベート・バンクの預金高は5,290万ポンドであったが、1891年には、それぞれ2億3,680万ポンド、3,520万ポンドと、その差はさらに拡大していった[西村, 262, 275]。Iで見たように、もともとロンドンのプライベート・バンカーの声望は、イングランド銀行との古くからの関係、ロンドンのイングランド経済に占める位置の重要性に根ざしていた。しかし、株式銀行の台頭とそのロンドンにおける地盤の強化によって、彼らの地位はしだいに侵蝕されていった。そして、一部の有力なバンカーをのぞいて、ロンドンのプライベート・バンクは株式銀行に合併され始めたのである。

とはいえ、19世紀中頃の発展期における株式銀行がそのビジネスにおける実力の高まりをもって、伝統的なバンカーにとって代わる確固とした評価を銀行業界において獲得したわけではなかつた。このことを、(1)株式銀行とイングランド銀行との関係、(2)株式銀行の脆弱な企業統治と投機の誘発の2点にわたって、明らかにしておこう。

(1) 株式銀行とイングランド銀行との関係

株式銀行とイングランド銀行との関係を論じるまえに、割引商会とイングランド銀行との関係を論じておく必要がある。というのも、この両者の関係から、イングランド銀行がIIで取り上げた1844年ピール銀行法の成立の頃につづいて、依然として「中央銀行的なもの」にとどまっていたことが浮き彫りとなるからである。イングランド銀行が株式銀行に対する競争の姿勢を維持したことを理解するには、まず同行が中央銀行になりきれていなかったことを理解しておく必要があるのである。

19世紀中頃の短期資金市場はけっして健全であるとはいいがたかった。IIでは、資金の供給者である株式銀行に焦点を当てたが、ここでは、コール市場で株式銀行などから手形割引資金を融資されていた割引商会に焦点を当てる。1850年代のブームでは、手形市場に投機的な融通手形が相当に出回った。また、割引商会は貴金属などの商品、公債、鉄道会社債への投資や鉄道株式を担保とする貸付などに手を出した[鈴木, 51]。そして、そのような放漫な投資が1857年恐慌の原因となったと判断したイングランド銀行は、1858年3月、割引商会に対して、手形の再割引のために同行に手形を持ち込むことを大幅に制限するという新しいルールを決定した。このルールのねらいは「今やコール・マネーを大量に借り入れて割引市場に一大勢力を築き上げ、イングランド銀行の地位を脅かすまでに成長した」オーヴァレンド・ガーニー商会(Overend Gurney & Co)を攻撃することにあつた[鈴木, 63]。イングランド銀行のこのねらいを感知した同商会は対抗措置として、1860年4月にイングランド銀行の勘定から162万ポンドを引き出すという行動に打って出た。しかし、イングランド銀行は新しいルールの撤回を暗に求めるこのような牽制策にひるまず、むしろ同商会に対する不信感をさらに募らせ、態度を硬化させた⁶¹。

しかし、1858年にイングランド銀行がとった措置は誤りであつた、あるいはバランスを失したものであつたといわざるをえない。「遺憾ながらイングランド銀行が、[1858年の措置の]批判者の主張に耳を傾けなかつたことは驚くに及ばない。同行がもし耳を傾けていたならば、この論争は同行の政策の本質的な弱点ばかりでなしに、1857年に提起された全問題の本当の解決を示唆したことを悟っていただろう。その解決は、イングランド銀行が直接に信用

の質的な調節を行うという構想にある」[King, 215:邦訳, 248]。信用の質的な調節とは、日頃から投機的な不良手形を再割引から厳格に排除し、割引業者に対して高品位の手形を要求することをいう。しかし、イングランド銀行がその調整を十分に行っていたとはいいがたかった。

まず、ここで指摘しておくべきことは、IIで述べたように、1844年のピール銀行法の制定以降、イングランド銀行の銀行部が発券部から切り離されたことによって、むしろ他の民間の商業銀行と同様に、利益の増大に向けて全力を傾注できるようになったということである[Scammell(2000a), 228]。つまり、同行は預金や手形割引において株式銀行やプライベート・バンクなどの商業銀行と、そして手形再割引において割引商会と、それぞれ競争をより積極的に展開するようになった。こうした状況にあつて、イングランド銀行がこれまでも手形市場の過熱状態に際して寛大に割引に応じ続けたことが、手形市場の一層のモラル・ハザードを招いてきたことは否定できない[フェヴァー, 270-, 294-]。1847年恐慌の原因を詳しく調査した上院の委員会は、恐慌が1844年の銀行法そのものに起因していたと分析している。すなわち、発券部が地金を十分に持ちながら、通貨供給を十分に行わず、他方で銀行部が異常に低いレートで貸付を増大させていたことが恐慌の一因であつたのであり、銀行法がイングランド銀行から裁量を失わせたことが同行にこうした硬直的な行動をとらせたという分析である[*Report of the Secret Committee of the House of Lords on Commercial Distress of 1848*, 4, 38-39]。

たしかに、1847年恐慌の後、イングランド銀行はバンク・レートを市場利率より高めに設定するようになった。しかし、1857年恐慌の発生についても、その責任の一端がイングランド銀行にあつたことは否定できない。というのも、同年7月16日の同行の地金保有高は1,123万ポンド、準備高は641万ポンド、割引と融資約763万ポンドであつたのだが、恐慌前の10月8日には、それぞれ975万ポンド、493万ポンド、1,165万ポンドに増減しているからである[*Report on the Select Committee on the Bank Acts of 1858*, 58-59]。このときも同行は明らかに拡張的な姿勢をとっていた。

それでは、1857年恐慌以降はどうであつたか。この頃になると、イングランド銀行は自身の安全性が脅かされる状況にはいたっていなくても、準備金

の防衛のために、バンク・レートを大幅に引き上げるようになった[金井, 109, 117]。他方、イングランド銀行が非難したように、割引商会のなかにはあいかわらず放漫な手形取引や投機を行う者も少なくなかった。1860年代には業界最大手のオーヴァレンド・ガーニー商会が再び投機の罠にはまった。そして、それが引き金となって1866年に金融恐慌が起きると、つとにオーヴァレンド・ガーニー商会への不信感を募らせていたイングランド銀行は、1858年に定めたルールに則り、同商会の支援を断固として拒否した。1868年に同商会は倒産した(註6参照)。しかし、このときも、金融恐慌の責任がイングランド銀行にまったくなかったとはいいきれない。鈴木はイングランド銀行理事のアンソニー・ギブズの証言をもとにして、1866年次のイングランド銀行理事会がかなりの低利子率で放漫な貸出を行い、それが金融恐慌の発生へとつながっていったと指摘している[鈴木, 202]⁷⁾。

1863年と1864年の2度にわたってバンク・レートを引き上げる等の実績を示したとはいえ(レートは9%に達した)、結局イングランド銀行は1866年恐慌を阻止することができなかった。そもそもまだバンク・レートの操作が市場の手形取引を効果的に管理することができていなかったという技術上の問題があった[Kindleberger, 69-70; 邦訳, 104-105]。しかし、いずれにせよ、いくぶん結果論的ではあるが、同行が手形市場の規律の欠如を見抜き、恐慌が起きる前にそれを適正な方向へと指導することができずにいたという事実は否定できない。しかも、いったん危機が起きたあとでは、1858年のルールの適用は、割引商会が正業である手形割引業を大規模に続けていくことを困難にするという結果をとまなうだけであった[鈴木, 135]。

要するに、イングランド銀行は中央銀行として機能すべき立場にありながら、手形市場を健全に運営するという日常的な機能と最後の貸し手の役割を務めるという非常時の機能とを機敏に切り換えるという責任を十分に自覚していたとはいいがたかった。1860年2月4日の『エコノミスト』は、「手形ブローカーはイングランド銀行と競合関係にあるので、イングランド銀行が特別の、かつ個別的な助力をほどこしてくれることを期待することはできないのだ」と論評した[Clapham, 241; 邦訳, 266]⁸⁾。

デ・チェッコは1866年のイングランド銀行の措置を、同行が後のペアリン

グ恐慌のときにマーチャント・バンカーであるベアリング銀行に手厚い保護を差し伸べたことと対比する。オーヴァレンド・ガーニー商会が「ノリッジの成上がり」であったのに対して、ベアリング銀行はイングランド銀行の理事会に多数の理事を出してきた名門であった。ここでデ・チェッコが示唆しているのは、一部の割引商会がイングランド銀行の競争相手として敵視されていたということである。このことをデ・チェッコは「イングランド銀行の機構的分裂症」と呼ぶ[De Cecco, 82-83: 邦訳, 90-91]。しかし、オーヴァレンド・ガーニー商会はロンドンの伝統的なバンカーが「成上がり」と決めてかかるような金融業者ではなかった⁹⁾。イングランド銀行が同商会を救済しなかったのは、同商会がいかかわしい業者だったからではなく、由緒ある同商会が発足から40年ほどして、イングランド銀行の地位を脅かす存在にまで成長したからである。イングランド銀行とオーヴァレンド・ガーニー商会とがライバル関係にあり、それが前者による後者の救済を消極的なものにしたという説は、現在では常識化している[鈴木, 14, 213]。

さて、ここからが本題となるが、イングランド銀行の敵対的な姿勢は株式銀行にも向けられた。ここには、私的銀行としてのイングランド銀行と預金獲得・再割引の競争を展開するにあたって、株式銀行がかなり有利な立場にあったという事情がからんでいた。後述するように、株式銀行は1879年の銀行法によって慎重な経営が求められるようになったのであるが、彼らはその後も利子を目当てとする預金量を急増させながらも、現金準備を保有しなければならない法的義務を負わないことから、コール市場における株式ブローカーや割引商会への超短期債権を流動性準備とみなすなど、その政策規律には依然として脆弱なところがあった。他方、イングランド銀行にとっては、預金に利子が支払われなかったことが不利な要因となっていた。しかし、1856年のロンドンの株式銀行(5行)の預金額が2,935万ポンドであったのに対して、1852~55年のイングランド銀行のバンカーズ・バランスをのぞく民間預金額は年平均で701万ポンドであった[Clapham, 247: 邦訳, 273]。また、すでに挙げたデータであるが、ロンドンの株式銀行(11行)の1871年の預金額が8,473万ポンドであったのに対して、1867年のイングランド銀行のバンカーズ・バランスをのぞく民間預金額は約1,700万ポンドであったと推計される。

1行規模では、預金獲得において、イングランド銀行はロンドンの株式銀行よりも依然として優位に立っていた。預金業務以外では、1874年のデータであるが、ロンドン株式銀行(12行)の貸出額が7,080万ポンド、イングランド銀行の貸出額が1,080万ポンドであった。また、割引手形保有額を見ると、それぞれ2,120万ポンド、690万ポンドであった[Dun, 278-289]。これらの業績を見ても、両者は商業銀行の諸業務においてたがいに競争的な関係にあったといえる。こうした状況にあつて、イングランド銀行は株式銀行に敵愾心を燃やし、それをライバル視する姿勢をなかなか改めようとはしなかったのである。

しかし、イングランド銀行がしだいに中央銀行としての行動を取るようになっていったこともたしかである。そこには次のような対外的な事情もからんでいた。西村閑也によると、1870年代になると、資本輸出主導型のブームが起きるようになった。それはイギリスからの資本輸出が海外の固定投資を促進し、さらにそれがイギリスからの資本財輸出を促進し、ブームを引き起こすという傾向が強まったからである[西村, 29]。さらに、それは外国銀行や植民地銀行がロンドンに置く短期資金の増大をもたらした。他方で、この頃から、株式銀行も国内手形から外国手形へと資金運用のシフトを図った。こうして、金利に敏感に反応して移動するロンドン・バランス{スターリング残高(対外短期債務)+ロンドン・アクセプタンス(対外短期債権)}が増大した。このことはそれ自体、イングランド銀行のバンク・レート(公定歩合)が、国際短期資本移動の調整と国際収支対策として高い効力を発揮することを可能にした。バンク・レートは国際的な資金移動を管理する重要なツールの一つとなった。しかし、それには「市場金利を公定歩合と同じ方向に動かすならば」という条件が付いていた[西村, 39]。もしそれがうまくいかなかったら、バンク・レートは短期資本の移動を調整する機能を発揮することができないままとなるであろう。

イングランド銀行にとって、貨幣市場を管理するもっとも重要な技術はバンク・レートの操作である。実際、バンク・レートの変更頻度の推移を見ると、1846~54年、1855~1863年、1864年~1872年で、それぞれ25回、63回、91回となっている[Palgrave, 102]。それが、1870年頃からの国際短期資本市

場の発達にともなう、バンク・レートの重要性はより一層高まり、かつその効力も潜在的に高まっていくこととなった。その証拠に、1870年代には、1866年恐慌以前に比べて小幅のバンク・レートの変動によっても、大きな金流出入が生じるようになっていた[金井, 157]。しかし、バンク・レートの実効性を高め、その貨幣市場への影響をより効果的にするためには、さらに工夫を凝らすことが必要であった。その工夫とは、バンク・レートを市場利率に追随させずに、市場利率をバンク・レートに追随させることであった。そして、当時具体的な施策の焦点となったのが、1858年から長らく中断していた割引商会の手形再割引を再開することであった。コール・マネー制度が発達し、割引商会による資金運用量が增大するなかで、割引市場へのイングランド銀行の資金供給経路がほとんど断たれたままでは、市場利率への同行の影響力は強まるはずはなかった[鈴木, 192-193]。イングランド銀行にとっていまやそれは中央銀行に脱皮するための不可欠のステップとなった。バンク・レートの能動性を高めるために、イングランド銀行が割引商会への短期融資に応じるようになったのは1878年のことであった[Scammell (2000b), 172-174]。

しかし、イングランド銀行は割引商会の手形の再割引を正式に再開することにまでは踏み切ることができず、その措置を先延ばしした。しかも、その頃のイングランド銀行による手形の割引は、かならずしも公表されたバンク・レートによらずに、市場利率かそれに近い利率が適用されつづけたという[King, 295: 邦訳, 341]。そのため、バンク・レートと市場利率との連動はなお十分ではなく、コンソルを対象とする公開市場操作をバンク・レートの補助的武器として用いざるを得なかった[西村, 40]。イングランド銀行が割引商会に対する手形再割引の便宜を再開したのは、ようやくベアリング恐慌直前の1890年7月のことであった[Scammell, *ibid.*]。

以上、およそ1850～70年代という株式銀行の発展期において、イングランド銀行がなお中央銀行として発展の途上にあったということを論じた。発展途上というのは、同行の銀行部が手形割引市場における割引商会や手形ブローカーとの競合関係、また商業銀行の分野における株式銀行との競合関係を続け、そうした関係から脱却するにはいたっていなかったということを意

味する〔Thomas, 570; Ziegler, 131〕。割引商会や株式銀行の立場からすれば、このような競合関係は彼らの立場を不安定にする要因となった。ここではまだ表面化してはいないが、次の論文で見ると、株式銀行がその後も成長を続け、また不十分ながらもイングランド銀行が中央銀行としての性格を強めていくなかで、株式銀行がイングランド銀行を取りまく銀行エリートの中に入ることができずにいるという形をとって、両者の不安定な関係がなお一層浮き彫りにされていくことになる。

(2) 株式銀行の企業統治と投機の誘発

上述したように、株式銀行は1857年と1862年の法改正によって有限責任制の導入を認められた。しかし、既存の株式銀行のほとんどは無限責任制を継続し、また有限責任制をとった新設の株式銀行も負債引当金の留保 (reserve liability) の慣行を続ける傾向にあった。ところが、株式銀行の中には、このような慎重な財務方針を立てるものもあつたかたわら、当時の一般株式会社の設立ブームに乗じて、泡沫的な株式会社の発起に関わるものも少なくなかつた。1864年3月の『タイムズ』には、一般株式会社の設立業務に関与し、その取締役に就任するバンカーの行為を非難する記事が載つた。その記事は、絶大な信用を有するプライベート・バンカーであれば、このような申し入れや勧誘を断固として拒絶しているであろうと主張した〔鈴木, 85〕。

また、1865年6月の『エコノミスト』にも、株式銀行がその本来の領分を超えて、リスクの高い投機的な一般株式会社の設立を手がけ、顧客を危険にさらしていると批判する記事が掲載された。名指して批判されたのは、イングリッシュ・ジョイント・ストック銀行 (English Joint Stock Bank) とナショナル・バンク・オブ・リヴァプール (National Bank of Liverpool) であつた。それらは硝酸製造会社や石材会社などの設立事業を手がけていた〔Cottrell (1979), 145〕。イングリッシュ・ジョイント・ストック銀行が1866年に倒産し、ナショナル・バンク・オブ・リヴァプールも同年の危機で多額の損失を被つたことからすると、『エコノミスト』の批判は的を射たものであつたといえる¹⁰⁾。

株式銀行の成長の要因として、プライベート・バンカーやイングランド銀行とは異なり、株式銀行が顧客からの預金に利子を付けていたということが

ある。ロンドン・アンド・ウェストミンスター銀行の取締役のデヴィッド・ソロモンズ(David Solomons)は1858年の議会委員会で、プライベート・バンクと株式銀行の業務における唯一の相違は、後者が預金(要求払い預金あるいは所定の期間を経た当座預金)に利子を付けることにあったと証言している[Cottrell and Anderson, 282]。もちろん一般的にいえば、資金の有効かつ合理的な活用という観点からすると、利子付き預金の増大は銀行によって供与される信用の原資の増大を意味するので、その意義を否定することはできない。それはプライベート・バンクやイングランド銀行との競争にあたって、魅力的なサービスであった。しかし、当時の株式銀行による利子付き預金の増大は次のような短期資金市場(手形割引市場、コール市場)の不安定な発達と関連づけて説明されなければならない。

イギリスは1837年、1847年、1857年、1866年とおよそ10年の間隔で恐慌に見舞われた。もちろんそれらの恐慌には多くの要因が複雑に介在していたが、けっして健全であるとはいいがたかった短期資金市場もその要因の一つであった。そして、投機的な短期資金市場の発達には株式銀行も関わっていた。すなわち、株式銀行のなかには手形ブローカーへの多額の運用資金の預託や割引商会に対するコール資金の過剰な供給に走ったものが少なくなかった[Roberts, 157; 邦訳, 195]。それらの資金が優良の商業手形だけではなく、不良の融通手形の割引に用いられたときに、ブームが助長され、それが恐慌のきっかけとなったのである。

しかし、株式銀行は一般に巨額のイングランド銀行預金(バンカーズ・バランス)をもっていたのであるから、流動的資金に行き詰まった末に手形投機に走らざるを得なかった銀行は、その一部に限られていたと考えられる。他方、ロンドンのプライベート・バンカーやマーチャント・バンカーが周期的な投機ブームとその結果生じた恐慌にまったく関わっていなかったということは考えられない。マーチャント・バンカーが対外貸付で投機的な行動をとり、失敗したケースは数多く見受けられる。たとえば、1830~40年代に、ジェイムズ・ホルフォード(James Holford)がロシア貿易に資本の多くを固定させた例やフランシス・ド・リザーディ商会(Francis de Lizardi & Co)が資本の大部分をメキシコの債券とアメリカの不動産に固定させた例があり、いずれの商

社とも信用を失墜させる結果に終わった[Chapman(1984), 73:邦訳, 138-139]。しかし、かりにそうであったとしても、国内のバンキング・システムのなかで不安要因を抱えながら台頭していった株式銀行は、プライベート・バンカーにとって目障りな存在であり、株式銀行に対する彼らの反発は抑えようもなかった。1857年恐慌が勃発した後、金融業者を救済するために1844年の銀行法を一時的に停止する措置がとられたが、ロンドンの有力なプライベート・バンカーであったサミュエル・ジョーンズ・ロイドは、銀行法の停止措置をあと24時間遅らせていたら、すべての株式銀行はこっぴみじんに崩れ去っていたはずなのに、残念なことをしたと、恐慌が終息したのちの上院で傲然と言いつつ放った[Powell, 309]。すでに述べたように、ロイドがシニア・パートナーを務めていたジョーンズ/ロイド銀行は、この7年後に株式銀行に吸収される運命にあった。

ロンドンのプライベート・バンカーだけではなく、シティの大商人やマーチャント・バンカーも株式銀行への不信感を露わにした。たとえば、ベアリング銀行のパートナーであったジョシュア・ベイツ(Joshua Bates)は、1855年、当時台頭しつつあったフランスのクレディ・モビリエを意識しながら、株式銀行とは、本質的に「投機を目的として集められた資本」であると、トマス・ベアリングに語っている。また、イングランド銀行の理事を務めていたロシア貿易の大商人J・ハバード(Hubbard)は、1863年の議会証言で、株式銀行が「熟慮された、注意深い取引を行う気を失わせ、向こう見ずで無責任な投機のシステムを助長する傾向を強く有する」ということを理由に、株式銀行を容赦なく批判した[Kynaston: 220]。

中・長期的な資金供給のチャンネルであった当座貸越やローンが、比較的資金力が脆弱であった地方の株式銀行の資産を硬直化し、連鎖的な危機を誘発し、拡大するパターンも危険であった。これはとくに工業地域の株式銀行に比較的目立つ傾向であった。いくぶん極端な例をあげれば、1857年恐慌の翌年に250万ポンドの負債を抱えて倒産したノーザンバーランド・アンド・ダラム・ディストリクト・バンキング(Northumberland & Durham District Banking Co)の場合、約106万ポンドの資産のうち、実に100万ポンド弱が非流動的なローンと手形割引によって構成されており、しかも、その88%が製鉄会社1

社(Derwent Iron Company)に集中していた。その一方で、同行のローンの実質債務保証額は約41万ポンドにとどまっていた[Collins and Baker, 141]。また、1878年のスコットランドのシティ・オブ・グラスゴー銀行(City of Glasgow Bank)の倒産に端を発した銀行危機では、北部の株式銀行とプライベート・バンクが資本金に比して相当に均衡を欠いた融資を工業の大口顧客に行っていたことが、その後の危機の深刻度を強める要因となった。たとえば、ニューカースルのホワイトヘヴン・ジョイント・ストック銀行(Whitehaven Joint Stock Bank)は9万8千ポンドの資本金に対して、製鉄会社1社(Workington Iron Company)に20万ポンドの貸付を行っていた。また、ヨークシャー・バンキング(Yorkshire Banking Co)の場合、25万ポンドの払込資本に対して、預金は250万ポンド、流通銀行券は11万1千ポンドという多額に達していた[Collins, 508-510]。

無限責任の銀行が危機に陥ったときには、多数の株主が深刻な損失を負わなければならなかった。ここでもいくつか例を挙げるにとどめる。たとえば、1,200人のパートナーを要するマンチェスターのノーザン・アンド・セントラル銀行(1834年設立：II(2)参照)が、早くも1836年に過剰貸付が原因で流動性の危機に陥ったときに、イングランド銀行に救済を求めたことがあった。イングランド銀行は援助に着手したが、その負債が巨額であることが判明し、整理に137万ポンドを費やしたうえで、1839年に同行の破産措置がとられた。最終的にイングランド銀行は株主から債権を取り立てた[フェヴァー；Powell, 338]。また、1878年に倒産したシティ・オブ・グラスゴー銀行の場合、その負債は1,240万ポンドにのぼり、株主は同行の資産をのぞいた540万ポンドを支払うことを求められた。その結果、同行の整理が終わったときには、1,819人の株主のうち、破産を免れたのはわずかに254人であった[Collins, 504]。なお、ノーザン・アンド・セントラル銀行とほぼ同じ頃に、72の地方銀行のエージェントとして名声を博していたロンドンのプライベート・バンカー(1781年創業)のサー・ジェームズ・エズディル/エズディル/グレンフェル/トマス銀行(Sir James Esdyl, Esdyl, Grenfell, Thomas & Co)が経営悪化に陥ったことがあった。しかし、同銀行の資産は優良であり、不正行為を犯した疑いがなかったなどの理由で、イングランド銀行と有力なロンドンのプライ

ベート・バンク(ラボック、パークレイ、グリーン、スミスなど)の債務保証によって同銀行は救済された。同行のロンドンのバンカーへの返済は1873年までかかった[フェヴァー；Orbell and Turton, 210]。

以上見てきたように、19世紀中頃に株式銀行は著しい発展をとげたが、その不安定な性格を払拭することができずにいた。それは伝統的なプライベート・バンカーの経営の安定性を逆に際立たせる作用をはたした。資金量や貸付量では、商業銀行の勢力図は塗り替えられつつあった。しかし、伝統的なバンカーがもつ社会的評価、声望、家格には依然として一定の意味があったのである。次のIVでは、ロンドンの一部のマーチャント・バンカーを取り上げて、彼らもプライベート・バンカーとともにこのような伝統的なバンカーを構成していたことを確認する。また、次の論文では、19世紀末以降の株式銀行が自らの不安定要因を取り除き、いよいよイギリスの商業銀行の主役として発展していったことを明らかにするとともに、それにもかかわらず、実力を競い合う時代にあつてなお、株式銀行がイングランド銀行を中核とする銀行エリートの輪に加わることができなかったことを論じる。

IV. 19世紀中頃のマーチャント・バンカー

株式銀行の発展期(1850～70年代)においても、ロンドンのプライベート・バンカーのなかでも有力な者たちは、しだいに株式銀行の脅威にさらされるようになりながら、またその商業銀行としての勢力の後退が明白な趨勢となりつつあったにもかかわらず、なお高い社会的地位を有していた。19世紀中頃(1820～70年代)というそれよりも広い時代を設定すると、バンカーの伝統的な要素はなおいっそう重要な意味をもっていたというべきであろう。しかし、彼らがイングランド銀行の理事になることは制度上認められていなかった。イングランド銀行の理事とは、バジヨットが「シティの貴族」(dignitary)と呼んだように、「シティにおいて最大の威信と地位とを有する」存在であった[Bagehot, 233, 230:邦訳, 215, 218]。そして、その理事の座に着くことができたのは、おおむねシティの富裕な大商人とマーチャント・バンカーに限られていた。1833～73年の理事の職業構成を見ると、実に84%がロンドン

の商人とマーチャント・バンカーであった[鈴木, 222]。イングランド銀行の理事がシティのバンカーのなかでも最大の威信と名誉を有する存在であったとすれば、その職に就くことができなかつたシティのプライベート・バンカーはそのようなステイタスをもたなかつたということになる。

しかし、プライベート・バンカーがイングランド銀行の理事に就任することができなかつたのは、株式銀行だけでなく、プライベート・バンクも、イングランド銀行と同じく商業銀行の範疇に属する銀行であり、たがいに競合する側面をもっていたという理由による。そのため、プライベート・バンカーとイングランド銀行との競合関係が現実にはかなり弱かつたとしても、彼らがイングランド銀行の理事になることは、原則的には一種の利益相反を意味したのである[Powell, 512-513]。しかし、現実の動きを見ると、プレスコット銀行(Prescott's Bank)のシニア・パートナーの弟であったヘンリー・ジェームズ・プレスコット(Henry James Prescott)が1840年代にイングランド銀行の副総裁になるなど、ロンドンのプライベート・バンカーとイングランド銀行との間には、さまざまな人的コネクションがあつた。バジョットは、職業的銀行家(trade bankers)がイングランド銀行の理事になることができない決まりになっていることを「旧時代からの遺物である」と評している[Bagehot, 214: 邦訳, 202]。

そもそもロンドンのプライベート・バンカーのなかでもトップ・クラスの者たちは、その社会的地位や振る舞いにおいて、シティの大商人やマーチャント・バンカーにひけをとることはなかつた。たとえば、学歴は社会的地位の重要な指標の一つである。時代はやや下るが、1890年から1914年にかけて株式銀行の取締役を務めたバンカーの最終学歴を見ると、マーチャント・バンカーよりもプライベート・バンカー(厳密には「かつてプライベート・バンクを所有していたバンカー」)のほうが高かつた。具体的にいうと、パブリック・スクール、あるいは／かつ、オックスフォード大学、ケンブリッジ大学を卒業したバンカーは、前者の50%を占めたのに対して、後者ではその72%を占めた[Cassis, 100]。このことについては、次の論文であらためて論じることとするが、19世紀中頃の状況がこれと大きく異なつていたとみなす理由はない。

そうであれば、むしろ19世紀中頃のマーチャント・バンカーのなかにこそ、

「伝統や家格や社会的地位を看板として、その看板ゆえに、信用取引において顧客から高い信頼を得ていた」という点で、ロンドンのプライベート・バンカーと同等あるいはそれ以上の者がいたと認識すべきかもしれない。彼らの場合、直接の顧客とは自国あるいは外国の貿易業者、政府、企業であった。それらとの信用取引において培った信頼がもととなって、マーチャント・バンカーの一部はイギリス国内で名望家となっていったのである。

もとより沿革が異なるために、個々にはいろいろな差があるが、概していうとマーチャント・バンカーとは、19世紀初め以降、貿易そのものから貿易取引にとまって振り出される為替手形の引受業務へと特化していった金融業者のことである。すなわち、19世紀初めの産業の中心はイングランド北部であり、イギリスの輸出入の多くもその地で行われた。しかし、マーチャント・バンカーはその活動拠点をしだいにロンドンに移していった。そして、彼らはそのロンドンを国際貿易決済の中心に仕立て上げることに大きく貢献し、貿易業務からしだいにロンドン宛手形の引受業務に力点を移すことによって、利益を上げ、富を築いていった[Chapman(1984), 14-15; 邦訳, 27-28]。19世紀末には、一流のマーチャント・バンカーは「引受商会」(アクセプタンス・ハウス)と呼ばれるようになった。また、マーチャント・バンカーは外国貿易に関連するこのような業務だけでなく、それと並行して、外国証券(公債や鉄道債など)の発行を手広く担うようになった。19世紀のマーチャント・バンカーとは、このように短期資本市場における為替手形引受と長期資本市場における証券発行の双方を営む金融業者として発展していったバンカーのことである[玉置(1970), 113, 148]。

企業の法的な形態としては、パートナーシップという形態をもつマーチャント・バンカーはプライベート・バンカーの一種であった。「はじめに」で述べておいたように、この論文では、預金銀行としてのプライベート・バンカーと外国為替手形や証券発行を手がけるマーチャント・バンカーの呼称を使い分けることにしているが、両者はともに、バランス・シートを公表することなく、「評価、声望、評判、さらにはバンキングとは関係のない基準にもとづく信頼」によって統治されるバンカーであった[Cassis, 31; Chapman(1985), 62]。

バンカーの社会的評価という観点からすると、シティのマーチャント・バ

ンカーがイギリス社会のなかでコスモポリタンな要素をもっとも色濃く有する者たちであり、外国から新参者が頻繁にシティに流入してきたということに注意する必要がある。もちろんそのことがシティに一種のアドバンテージを与えていた。シティはつねに対外的な開放性を維持し、そうすることによって国際的な金融の中心地としての活性化をたえず図っていた。もともと19世紀初めのイギリスのマーチャント・バンカーの多くは外国人であった¹¹⁾。そして、その後もシティはヨーロッパの金融の中心地として、外国から新手のマーチャント・バンカー（とりわけドイツ系、アメリカ系）をつぎつぎと引き寄せていった。彼らはシティに進出したのちも国際的なネットワークを維持しつづけた[Dauton, 134-135]。

このようなコスモポリタンの性格をもつマーチャント・バンカーのうち、シティで成功し、莫大な富を蓄積していった者のなかから、イギリスの上流社会に溶け込み、伝統的なバンカーとしての品格と威信を備えるにいたったバンカーが出現したのである。その先頭を走ったのが、ドイツ出身で、オランダを経て、エクセター（イギリス南西部）、さらにはロンドンにやってきたベアリング・ブラザーズ(Baring Brothers)であった。ベアリングのロンドンにおける貿易商社としての創業は1763年であった。その後、ベアリングは18世紀末から19世紀初めのナポレオン戦争期に、イギリスの公債発行業務を手がけるようになり、さらに戦争後にはフランス公債の請負に従事し、それと並行してアメリカ貿易などで手形引受業務を増やしていった[玉置(1970)；(1972)；(1976)]。ベアリングの社会的地位の上昇について、いくつか重要な通過ポイントを上げるならば、フランシス・ベアリング(Francis)が下院議員となったのが1784年、パロネットの称号を得たのが1793年、フランシスの子のアレグザンダー・ベアリング(Alexander)がイングランド銀行の理事に就任したのが1805年、彼が爵位貴族の初代アッシュバートン男爵(Baron Ashburton)となり、上院議員となったのが1834年のことであった。このように、ベアリングがロンドンに進出してからロンドンの伝統的なバンカーの頂点にたどり着くまでには2世代かかっている。なお、フランシスとアレグザンダーは当時の地方のプライベート・バンカーの無責任ぶりを厳しく批判した論者として、Iに登場する。

ベアリングの後に続いたのがロスチャイルドであった。ロスチャイルドやベアリングは純粹にビジネスの世界で成功を積み重ねていただけではなく、王室や貴族と交流を深めながら、自ら貴族に列せられ、議会などの公的な活動にも進出することによって、その公的イメージを高めていき、その結果、マーチャント・バンカーとして最上層の名望家の地位に到達した〔Chapman (1984), 178:邦訳, 342〕。しかし、周知のように、ロスチャイルドの場合はそこに微妙な影がつきまとっていた。イギリス・ロスチャイルド家の創始者であるネイサン(Nathan)がロンドンに進出したのは1805年であり、イギリス王室との銀行取引を開始したのは1816年(これはバンカーの社会的地位の上昇を示す指標のひとつである)、その子のライオネル(Lionel)が下院議員となったのが1858年のことであった。しかし、初当選はそれより11年も前のことであり、その後、彼は5回連続して当選した。それにもかかわらず、その間ライオネルは正式な議員の身分を得ることができなかった。それは、議員がユダヤ教徒として宣誓儀式を執り行うことが法律上認められていなかったからである。ライオネルはその制度に異議を唱えつづけ、とくに上院と対立した。1858年に上院・下院は議員宣言を変更する権限を個別に有するという法案が成立し、ライオネルはようやく下院議員となった。彼がさらに上院議員となるには、爵位貴族の身分であることが必要であった。1869年、グラッドストーン首相はライオネルへの叙爵をヴィクトリア女王に具申した。しかし、女王は首相の意見を受け付けなかった。その理由は、第一に、ユダヤ教徒が爵位貴族になることに女王が同意できなかったからであり、第二に、外国政府と貸付契約を結ぶことで財をなした者が爵位貴族になることなどは女王にとって考えられないことだったからである。ロスチャイルドがイギリス貴族の爵位を授かったのは1885年、ようやく第3世代のナタニエル(Nathaniel)のときであった。なお、このときもナサニエルはユダヤ人としてのアイデンティティを社会に示すために、アングロサクソン風の姓を名乗ることはせずに、ロスチャイルドを押し通した(初代ロスチャイルド卿)〔Davis, 196-197〕。こうして上院議員となった彼は、「ユダヤの礼装である三角帽をかぶり、ヘブライ語の聖書で、ユダヤ風の神聖なる宣誓を行った」〔Morton, 170; 邦訳, 154〕。

このように、とくにロスチャイルドの場合は、ユダヤ人であったことが名望家としてのバンカーの最上層部に仲間入りを果たすにあたって、一つのブレーキとなっていたことは間違いない。ちなみに、第1次世界大戦以前、ユダヤ人のバンカーのなかで唯一イングランド銀行の理事になった人物がアルフレッド・ド・ロスチャイルドである[Kurgan-van Hentenryk, 217]。

ロスチャイルドよりも遅れてロンドンに登場したハンブロ(Hambro)の場合は、以下の通りである。カール・ヨアキム・ハンブロ(Carl Joachim Hambro)が、スカンディナヴィアの貿易金融業務を拡大するために、にコペンハーゲンからロンドンに進出し、5万ポンドの資本金でC・J・ハンブロ・アンド・サン(C. J. Hambro & Son)を設立したのは、1839年のことであった。カールは当初自分のような「金銭ずくの者」(the money people)はロンドンの社交界からお呼びがかかることはないであろうと思っていたようである。しかし、1843年にイギリス議会はカールにイギリス市民権を与える法案を成立させた。翌年、彼はスウェーデン国王カール14世の取引バンカーに任命された(ハンブロはロンドン進出前からデンマーク国王の御用達金融業者となっていた)。さらに、カールは1863年、シュレスウィヒ=ホルシュタイン戦争の際にデンマーク政府に低利融資を行ったことの褒賞として、勅許によりデンマークの世襲男爵となった[Wechsberg, 52, 54]。このように、ハンブロは北ヨーロッパの国際政治ともかかわりながら、バンカーとして活躍し、シティの指導的なバンカーとなっていく。カールの息子のエヴァラード・ハンブロ(Everard Hambro)がイングランド銀行の理事を務めたのは1879年のことであった。さらに、1908年にエヴァラードはエドワード7世からロイヤル・ヴィクトリア勲章の中級勲爵士(Knight Commander)を受けた[Cottrell(1994), 1215]。

以上、18世紀末から19世紀中頃にかけてロンドンに拠点を構えるようになった外国出身のマーチャント・バンカーとして、ベアリング、ロスチャイルド、ハンブロの事例を取りあげた。獲得した社会的地位もそのプロセスももちろん事例によって異なるが、いずれにせよ、ベアリング、ロスチャイルド、ハンブロは成功した事例であるといってよい。上に記した社会的地位の上昇のプロセスは、3つの事例とも70年前後の長期におよぶ。しかし、ベアリングと並んで名望を有するバンカーの筆頭ともいえるべき存在であったロス

チャイルドですら、けっして順調というわけではなかった(ハンブロー族は18世紀にユダヤ教からキリスト教に改宗している)。そうであるとすれば、その後もシティでつぎつぎと頭角を現していったマーチャント・バンカーが、そのまま自動的にイギリスの社会的なエスタブリッシュメントの仲間入りを果たしていったわけではなかったと理解しておくべきである。外国に出自を持つ者であっても、そうでない者であっても、ロンドンの新興成金となったバンカーがすんなりとイギリス社会の上層階級の者として受け入れられることはなかった。反対に、彼らはしばしば中傷や蔑視の対象とされた。ヴィクトリア朝時代のイギリス人はシティのバンカーに魅力と羨望を感じながらも、彼らを冷たくあしらうのが常であった[Wechsberg, 50]¹²⁾。

おわりに

19世紀中頃(1820~70年代)のイギリスには、その伝統や家格や社会的地位のゆえに、信用取引において顧客から高い信頼を得ていた伝統的なバンカーがいた。それはロンドンの有力なプライベート・バンカーであった。彼らは長い年月の間に、信頼を培い、威信を身につけることに成功した。もちろんそれだけでは台頭する株式銀行に太刀打ちできなくなりつつあった。1850~70年代の株式銀行の発展期になると、ロンドンのプライベート・バンカーのなかでも生き延びることができたのは、彼らどうして合併を行うことによって資金力を増加していったトップ・クラスのバンカーたちに限られた。それは、株式銀行の合併・買収の嵐がまだ最大規模に達していなかったからでもあった。また、シティのマーチャント・バンカーはこのようなプライベート・バンカーとは異質の経歴を背負っていたが、一部の古参の連中は比較的長い時間をかけながら、同じく伝統的なバンカーの地位にまで上りつめていった。マーチャント・バンカーと株式銀行の間にはまだ競合する分野がなかった。それに対して、株式銀行は発展期にさしかかり、しだいにロンドンのプライベート・バンクの合併・買収を行うようになった。しかし、株式銀行は、その経営の不安定性のために、実力にとまなう信頼(伝統的なバンカーの社会的評価にとって代わる信頼)を得ることができずにいた。

註

- 1) とはいえ、このようなロンドンの株式銀行の増勢がそれらの経営陣の社会的責任の増大を即座にともなうものであったとはいいがたい。というのも、1858年10月に地方銀行が小切手の決済の便宜をロンドン手形交換所に要請したときに(上述したように、それは実現した)、その要請に応じて、地方銀行の側と協力するためにつくられた委員会を構成したのは、グリーン、ベヴァン、ロイド、スミスという主だったロンドンのプライベート・バンカーであったからである[Lubbock, 29]。ここには、新参者であった株式銀行の経営者の名前はない。
- 2) 理論家のトマス・ジョプリンはスコットランド系の銀行をモデルとして、早くから全国規模の株式銀行制度の導入を提唱していた。そして、その主張に賛同した徒弟のジョージ・ファイフ・アングス(George Fife Angus)が、ロンドンの中央組織のもとに、全国各地に支店を張りめぐらせた株式銀行の構想を立てたのが1828年のことであった。この構想のもとに、ジョプリンとアングスは1833年、ロンドンに本店取締役会を置くナショナル・プロヴィンシャル銀行を立ち上げた。同行はその翌年のグロスターシャーを皮切りに、おもに地方のプライベート・バンクの買収を通じて、支店をつぎつぎと増やしていった。こうして、ナショナル・プロヴィンシャル銀行は早くから各地に支店をもつ大手の株式銀行となった。しかし、首都での銀行業務の開始はずっと後の1866年を待たなければならなかった。このときになってようやく同行は地方銀行券の発行の停止を代償として、ロンドンでの営業を開始したのである[Emden, 64-66]。
- 3) ただし、合併・買収されたプライベート・バンクのパートナーたちが皆そろって株式銀行の取締役になることができたわけではない。たとえば、ミッドランドのウォルソールでは、1793年創業の老舗プライベート・バンクであったチャールズ・フォースター・アンド・サンズ(Charles Forster & Sons)が1848年にバーミンガム・バンキングに買収された。しかし、このとき、チャールズ・フォースターのシニア・パートナーであったフォースターは、バーミンガム・バンキングのウォルソール支店長の地位にとどまっている[Crick and Wadsworth, 65]。拡張を図る株式銀行にとっては、新規に支店を開設するよりも、既存の銀行を合併・買収し、その営業網を活用するほうが、コスト面などでより得策となる場合が多かった。しかし、その場合、かつてのプライベート・バンカーには、合併・買収先の株式銀行の取締役になる以外に、そのまま現場の店舗にとどめられるということも大いにあり得たのである。
- 4) 1851年のロンドンのプライベート・バンクの数は、シティで35、ウエスト・エンドで16を数えた[Palgrave, 46]。
- 5) 時代は下るが、クーツ銀行は1892年に有限責任の株式銀行に改組し、最後は1920年にナショナル・プロヴィンシャル銀行に吸収された。しかし、その後も富裕層の個人顧客を確保しつづけるために、クーツ銀行はナショナル・プロヴィンシャル銀行の独立部門として存続した[Truptil, 68; Withers, 82]。

- 6) 1868年にオーヴァレンド・ガーニー商会は倒産に見舞われたが、イングランド銀行が1866年の恐慌に際して同商会を救済しようとしなかった一因は10年前のこの応酬にあった[Scammell(2000b), 168-169; Clapham, 242: 邦訳, 267-268]。
- 7) イングランド銀行は1862年から4年間にわたって、収益を増やし、配当を維持するために、手形割引を拡大しつづけ、それが銀行券準備を上回る状況をもたらしていたという事実も加味されるべきである[Cottrell(1979), 209-210]。
- 8) ここでは、イングランド銀行の最後の貸し手機能については論じないが、1866年恐慌のときにイングランド銀行がオーヴァレンド・ガーニー商会を救済しなかったという事実の背景には、たんなる両者の確執があっただけではない。ピール銀行法を根拠として、金融市場が逼迫した状況においてさえイングランド銀行券の発行高を制限しておくべきだとする見解は、1866年恐慌の際にも専門家によって強く出されていた[Hankey, 223, 232]。このときにハンキーが論敵としたのは、『エコノミスト』誌などでピール銀行法批判の論陣を張っていたバジョットらであった。バジョットは1847年と1857年の恐慌のときにはピール銀行法の一時的な停止が措置されたが、今回はいよいよもって法を修正し、緊急時のイングランド銀行による流動性の供給を明確にシステム化するべきであると主張した(“What a Panic Is And How It Might Be Mitigated”, *The Economist*, May 12, 1866)。イングランド銀行は自らの負債をカバーするだけの流動性を維持しようと心がけていた点において、適正な銀行であるといってよかったが、それはただの一銀行として適正であるにすぎなかった[Pressnell(1968), 186]。
- 9) よく知られているように、オーヴァレンド・ガーニー商会の前身(1805年創立のリチャードソン・オーヴァレンド商会)はロンドンに拠点を置いた手形ブローカーであり、そこに1807年に資本参加したガーニー家は、ヨウマンリーを先祖にもつノリッジとイーストアングリアの由緒ある家柄であった。彼らはそれに先だって、1775年にノリッジ・アンド・ノーフォーク銀行(Norwich & Norfolk Co)を創立している[King, 17-26: 邦訳, 21-31; 山本, 173-175]。
- 10) トーマスは、1858年の恐慌で倒産したノーザンバーランド・アンド・ダラム・ディストリクト・バンキング(Northumberland & Durham District Banking Co)や1867年に倒産したロイヤル・バンク・オブ・リヴァプール(Royal Bank of Liverpool)の株主の多くが、銀行経営に対して注意を払わず、配当金の増大や株価の上昇などの投機に関心があつたと述べている[Thomas, 543-547]。
- 11) イギリス出身のマーチャント・バンカーは、エクセターのアントニー・ギブズ・アンド・サンズ(Antony Gibbs & Sons)(1808年～)やアイルランドのブラウン・シプリー(Brown Shipley)(1810年～)など、むしろ少数派であった。ブラウン・シプリーはアメリカのバルティモアに拠点を固めた後、1810年にリヴァプールに進出し、さらに1863年にイギリスの拠点をロンドンに移した。
- 12) このような状況にあつて、新たにイギリスに進出してきたマーチャント・バンカー

のなかには、それまで自分が社会的にどのように受け入れられているのかということに無頓着でありながら、経済力が高まるにつれて、しだいにその社会的立場をわきまえるようになった者も出てきた。たとえば、ジョージ・ピーボディ(George Peabody)はハンプロと同時代の1830年代末にアメリカからロンドンに進出し、貿易からしだいにバンキングへと業務の重心を移していった。1850年代にJ・S・モルガンがジョージ・ピーボディ商会のパートナーとして資本参加し、しだいに実権をとるようになると、ピーボディはその頃から慈善事業にかなりの力を注ぐようになった(1864年にビジネスから引退した)。チャップマンはピーボディを「しっかりしているが、第2ランクの」マーチャント・バンカーと評している[Chapman(1984), 133: 邦訳, 254(引用者一部改訳)]。彼が1862年にロンドンに貧困者向けアパートを建設したときに、当時大蔵大臣であったグラッドストーンは、ピーボディが「お金の奴隷になるのではなく、金の正しい使い方を人々に教えた」と、いささかの揶揄を込めながら、評している(チャーナウ)。1866年、ピーボディは労働者階級の住居環境を改善するために「ピーボディ寄付基金」(Peabody Donation Fund)を創設した[Emden, 383-384]。

参考文献

- Bagehot, W., *Lombard Street: A Description of the Money Market*, New and Revised Edition, Kegan Paul, Trench, Trubner & Co. Ltd., 1908. (邦訳: W・バジヨット(宇野弘蔵訳)『ロンドンバード街——ロンドンの金融市場』岩波書店, 1941年.)
- Ball, M. & D. Sunderland, *An Economic History of London, 1890-1914*, Routledge, 2001.
- Cassis, Y., *City Bankers, 1890-1914*, Cambridge University Press, 1994.
- Chernow, R., *The House of Morgan: An American Banking Dynasty and the Rise of Modern Finance*, Grove Press, 1990. (邦訳: R・チャーナウ(青木栄一訳)『モルガン家——金融帝国の盛衰』(上), 日本経済新聞社, 1993年.)
- Chapman, S., *The Rise of Merchant Banking*, Unwin Hyman, 1984. (邦訳: S・チャップマン(布目真生, 萩原登訳)『マーチャント・バンキングの興隆』有斐閣, 1987年.)
- Chapman, S., "British-Based Investment Groups before 1914", *Economic History Review*, 38(2), 1985.
- Clapham, Sir J., *The Bank of England: A History, Volume Two, 1797-1914*, Cambridge University Press, 1970 (First printed in 1944). (邦訳: J・クラパム(英国金融史研究会訳)『イングランド銀行——その歴史II』ダイヤモンド社, 1970年.)
- Collins, M., "The Banking Crisis of 1878", *Economic History Review*, 42(4), 1989.
- Collins, M., and M. Baker, *Commercial Banks and Industrial Finance in England and Wales, 1860-1913*, Oxford University Press, 2003.
- Cottrell, P. L., *Industrial Finance, 1830-1914: The Finance and Organization of English*

- Manufacturing Industry*, Methuen, 1979.
- Cottrell, P. L., "The Historical Development of Modern Banking within the United Kingdom", in: *Handbook on the History of European Banks*, European Association for Banking History E. V., Edward Elgar, 1994.
- Cottrell, P. L., "London's First 'Big Bang'? Institutional Change in the City, 1885-1883," in Cassis, Y., and P. Cottrell, eds., *The World of Private Banking*, Ashgate, 2009.
- Cottrell, P. L. and B. L. Anderson, *Money and Banking in England: The Development of the Banking System, 1694-1914*, David & Charles, 1974.
- Crick, W. F., and J. E. Wadsworth, *A Hundred Years of Joint Stock Banking*, Hodder & Stoughton, 1936.
- Daunton, M. J., "Financial Elites and British Society, 1880-1950", in: Y. Cassis, ed., *Finance and Financiers in European History 1880-1960*, Cambridge University Press, 1992.
- Davis, R., *The English Rothschilds*, The University of North Carolina Press, 1983.
- De Cecco, M., *Money and Empire: The International Gold Standard, 1890-1914*, Basil Blackwell, 1974. (邦訳：マルチェロ・デ・チェッコ(山本有造訳『国際金本位制と大英帝国 1890-1914年』三嶺書房, 2000年。)
- Dun, J., "The Banking Institutions, Bullion Reserves and Non-legal Tender Note Circulation of the United Kingdom Statistically Investigated", *Journal of Statistical Society*, 39, 1876, pp. 1-189. (Rep. in: Ross, D. M., ed., *History of Banking II: 1844-1959, Vol. IV: Banking Statistics*, Pickering & Chatto, 1998.)
- Emden, P. H., *Money Powers of Europe in the Nineteenth and Twentieth Centuries*, Sampson Low, Marston and Co., 1938.
- Feavearyear, A. E., and E. V. Morgan, *The Pound Sterling: A History of English Money*, Clarendon Press, 1963. (邦訳：A・E・フェヴァー, E・V・モーガン(一ノ瀬篤他訳)『ポンド・スターリング——イギリス貨幣史』新評論, 1984年。)
- Gregory, T., E., *The Westminster Bank: Through a Century, Volume 1*, Oxford University Press, 1936 a.
- Gregory, T., E., *The Westminster Bank: Through a Century, Volume 2*, Oxford University Press, 1936 b.
- Hankey, T., "Banking in Connection with the Currency and the Bank of England", in: *The Principles of Banking, Its Utility and Economy: with Remarks on the Working and Management of the Bank of England, 3rd Ed.*, 1876. (Rep. in: Collins, M., ed., *Central Banking in History, Vol. I*, Elgar, 1993, pp. 194-235.)
- Healey, E., *Coutts & Co, 1692-1992: The Portrait of a Private Bank*, Hodder & Stoughton, 1992.
- Kindleberger, C. P., *Manias, Panics and Crashes: A History of Financial Crises*, 4th ed., Palgrave, 2002. (邦訳：C・P・キンドルバーガー(吉野俊彦・八木甫訳)『熱狂, 恐慌, 崩壊——金融恐慌の歴史』日本経済新聞社, 2004年)

- King, W. T. C., *History of the London Discount Market*, Frank Cass, 1972 (First Edition in 1936). (邦訳: W・T・C・キング(藤沢正也訳)『ロンドン割引市場史』日本経済評論社, 1978年.)
- Kurgan-van Hentenruyk, G., "Jewish Private Banks", in: Cassis, Y, and P. Cottrell, eds., *The World of Private Banking*, Ashgate, 2009.
- Kynaston, D., *The City of London, Volume I: A World of Its Own, 1815-1890*, Pimlico, 1995.
- Lubbock, J., "On the Country Clearing", *Journal of the Statistical Society* ⑧, 1865. (Rep. in: Ross, D. M., ed., *History of Banking II 1844-1959, Volume VII: Clearing and Deposits*, Pickering & Chatto, 1998, pp. 25-35.)
- Morton, F., *The Rothschilds: A Family Portrait*, Atheneum, 1962. (邦訳: フレデリック・モートン(高原富保訳)『ロスチャイルド王国』新潮社, 1975年.)
- Nevin, E., and E. W. Davis, *The London Clearing Banks*, Elec Books, 1970.
- Orbell, J. and A. Turton, *British Banking: A Guide to Historical Records*, Ashgate, 2001.
- Palgrave, R. H. I., "Notes on Banking in Great Britain and Ireland, Sweden, Denmark and Hamburg; with Some Remarks on the Amount of Bills in Circulation, Both Inland and Foreign, in Great Britain and Ireland; and the Banking Law of Sweden", *Journal of the Statistical Society* ⑥, 1873, 27-152. (Rep. in: Ross, D. M., ed., *History of Banking II 1844-1959, Vol. IV, Banking Statistics*, Pickering & Chatto, 1998.)
- Powell, E. T., *The Evolution of the Money Market 1385-1915: An Historical and Analytical Study of the Rise and Development of Finance as a Centralized, Co-ordinated Force*, Frank Cass, 1966 (The First Edition in 1915).
- Pressnell, L. S., "Gold Reserves, Banking Reserves, and the Baring Crisis of 1890", in: C. R. Whittlesey and J. S. G. Wilson, eds., *Essays in Money and Banking: In Honour of R. S. Sayers*, Oxford University Press, 1968. (Rep. in: Collins, M., ed., *Central Banking in History*, Vol. II, Elgar, 1993, pp. 72-132.)
- Price, F. G. H., *A Handbook of London Bankers with Some Accounts of Their Predecessors, the Early Goldsmiths*, Burt Franklin, 1970 (The First Printed in 1876).
- Report of the Secret Committee of the House of Lords on Commercial Distress of 1848*, in: Ross, D. M., ed., *History of Banking II 1844-1859, Volume III: Bank Failures, Commercial Distress and Limited Liability*, Pickering & Chatto, 1998, pp. 3-51.
- Report on the Select Committee on the Bank Atcs of 1858*, in: Ross, D. M., ed., *History of Banking II 1844-1859, Volume III: Bank Failures, Commercial Distress and Limited Liability*, Pickering & Chatto, 1998, pp. 53-78.
- Roberts, R., "The Bank of England and the City", in: R. Roberts & D. Kynaston, eds., *The Bank of England: Money, Power and Influence 1694-1994*, Oxford Clarendon Press, 1995. (邦訳: リチャード・ロバーツ「イングランド銀行とシティ」リチャード・ロバーツ/デーヴィッド・カイナストン編(浜田康行・宮島茂紀・小平良一訳)『イングランド銀行の

- 300年——マネー、パワー、影響』東洋経済新報社、1996年。）
- Sayers, R. S., *Lloyds Bank in the History of English Banking*, Oxford Clarendon Press, 1957.
(邦訳：R・S・セイヤーズ(東海銀行調査部訳)『ロイズ銀行——イギリス銀行業の発展』東洋経済新報社、1963年。)
- Scammell, W. M., “The Early Nineteenth Century”, in: Michie, R. C., ed., *The Development of London as a Financial Centre, Volume 1: 1700-1850*, Tauris, 2000a.
- Scammell, W. M., “The London Discount Market: The Later 19th Century”, in: Michie, R. C., ed., *The Development of London as a Financial Centre, Vol. 2: 1850-1914*, Tauris, 2000b.
- Sykes, J., *The Amalgamation Movement in English Banking, 1825-1924*, P. S. King and son Ltd., 1926. (Rep. in: Ross, D. M., ed., *History of Banking II 1844-1959, Vol. V: Banking Principles*, Pickering & Chatto, 1998, pp. 211-342.)
- Thomas, S. E., *The Rise and Growth of Joint Stock Banking*, Sir Isaac Pitman S Sons, 1934.
- Truptil, R. J., *British Banks and the London Money Market*, Jonathan Cape, 1936.
- Wechsberg, J., *The Merchant Bankers*, Weidenfeld and Nicolson, 1966.
- Wither, H., *National Provincial Bank, 1833 to 1933*, Waterlow and Sons Limited, 1933.
- Ziegler, D., *Central Bank, Peripheral Industry: The Bank of England in the Provinces, 1826-1913*, Leicester University Press, 1990.
- 金井雄一『イングランド銀行金融政策の形成』名古屋大学出版会、1989年。
- 鈴木俊夫『金融恐慌とイギリス銀行業——ガーニィ商会の経営破綻』日本経済評論社、1998年。
- 玉置紀夫「マーチャント・バンカーの発生過程——マーチャント・バンカー研究(1)」『三田商学研究』13(1)、1970年。
- 玉置紀夫「ヘアリング商会とフランス公債(1816-1818年)——マーチャント・バンカー研究(2)」『三田商学研究』14(6)、1972年。
- 玉置紀夫「銀行家回状(The Circular to Bankers) 誌(1836年9月2日号-同37年6月30日号)にみる1830年代後期のマーチャント・バンカー」『三田商学研究』19(1)、1976年。
- 西村閑也『国際金本位制とロンドン金融市場』法政大学出版局、1980年。
- 山本通『近代英国実業家たちの世界——資本主義とクエイカー派』同文館、1994年。